

令和2年3月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 令和2年3月10日 午後3時05分

第一委員会室

2 閉会日時 令和2年3月10日 午後3時25分

3 委員氏名

(1) 出席者

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 西 茂太郎 | 中野 喬輔 | 澁田 正明 | 渡 孝志 |
| 矢野 博昭 | 安武 泰正 | 安武 昇 | 宮本 重和 |
| 青谷 富彦 | 木村 一壽 | 長崎 隆児 | 原 月江 |
| 高原多恵子 | 洪田 健一 | 渡 健一郎 | 安武 正一 |
| 青柳 茂 | 井上 英二 | | |

(2) 欠席者

阿部 茂典 篠崎 正信

4 議事に参与した者

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 牟田口政和 |
| 係長 | 瀧本 佳規 |
| 係 | 小嶋 勉 |
| 係 | 中田 学 |
| 係 | 松永健太郎 |

5 会議に付した事項

議案第1号 農地法第5条（知事）

議案第2号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

議案第3号 非農地判断（委員会）

報告第1号 農地法施行規則第29条の規定による転用許可不要届出書の受理について

報告第2号 公共事業に伴う農地の一時使用届出書の受理について

午後3時05分開会

○事務局長（ 君） それでは、ただいまから令和2年第3回古賀市農業委員会定例総会を開催させていただく前に、本日の出席委員の確認をさせていただきます。本日は、 委

員、 委員が欠席の連絡をいただいておりますことから、本日の出席委員は18名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本定例総会は成立していることをまずは御報告をさせていただきます。

続きまして、議長の指名でございますが、古賀市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長が議長を務めていただきますことから、きょうの議事進行については 会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（ 君） こんにちは。先ほど事務局が言いましたように、コロナウイルスで大変なことだと思います。また、天候がこういう不順で気温だけが上がって雨が最近多いということで、農作業も思うようになかなか進まんのじゃなかろうかと懸念しております。いろんなものを抱えていますが、これに負けないように頑張ってもらいながら、今後とも農作業に励んでもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

では、ただいまから令和2年第3回古賀市農業委員会定例総会を開催いたします。

○議長（ 君） 本日の議事録署名人は、高原委員と中野委員さんでお願いいたします。

○議長（ 君） では、日程1、議案第1号農地法第5条、申請番号3—17番、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第1号農地法5条の許可申請、番号3—17について説明いたします。

説明に入ります前に、 委員は関係者になられますので、一時退席のほうをお願いいたします。

〔 委員 退席〕

○係（ 君） それでは、説明のほうに入らせていただきます。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で売買を行い、多目的グラウンドの造成、部室、トイレ、倉庫の建設を行うため、転用を行うという内容になっております。

まず、位置図の説明をいたします。議案書の3ページ目をお願いいたします。

申請地は、九産大附属高校古賀グラウンドの南に位置する丸囲み内の斜線部の12筆、合計1万8,052平米でございます。

まず、農地区分について説明いたします。申請地は、北側については九州高校のグラウンド、西側については九州自動車道、南西については河川による分断があるため、農地の広がりについて

ては10ha未満であることから、二種農地であると事務局では判断しております。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の4ページ目をお願いいたします。

4ページの上にありますのが現況図となっております、次の5ページにあるのが計画図となっております。申請につきましては、申請地の東側にまず65台分の駐車場を設け、その隣に部室、トイレ、倉庫を建設するという計画となっております。グラウンドにつきましては、野球部を中心に、サッカー部、陸上部などが多目的に利用することを検討しているところです。

次に、周囲への被害防除といたしましては、開発区域の周囲にはコンクリートブロック及びL型擁壁で土どめを行うこととしており、土砂の流出を防除することとしております。開発区域の外周には、3mのネットフェンスを設けることとしております。

次に、雨水・雑排水について説明いたします。議案書の6ページ目をお願いいたします。

雨水につきましては、敷地の東側、西側、南側にU形側溝を新設し、敷地全体を南側に向け勾配を設けることで、U形側溝を経由して開発区域の南西に新設する集水桝に集水を行い、谷山川へ放流することとしております。

次に、部室やトイレから発生する汚水につきましては、合併浄化槽を設置し、処理を行った上で、同様に排出することとしております。

次に、盛土・切土について説明いたします。資料の8ページ目をお願いいたします。

断面図については8ページから11ページに記載しておりますが、断面図に示されているとおり、敷地全体で最大で1.8m程度の盛土を行う計画となっております。また、南側に農地がございますが、その境界につきましては、議案書の10ページ目のナンバー8から10に断面図が示しておりますが、断面図の右側に示されておるとおり、農地との境界に緩衝帯を設け、張コンクリートを行い、のり面を設けることとしております。

最後に、地元水利承諾書について説明いたします。

地元の農区からは、1月末日付で無条件承諾の水利承諾書が提出されており、あわせて近隣の区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明については以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございました。ただいま事務局説明が終わりましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（6番 君） 委員さんが地権者ということで、私が確認をさせていただきました。近場の区の開発委員会において、グラウンドということで雨水が問題であって、雨水は集水桝を流すということで、何ら問題がないということで、農区長さんの判こも確認しておりますので、協議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かないですか。――なければ、採決と

らせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案1号の申請の3-17に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

〔 委員 着席〕

○議長（ 君） では、同じく議案第1号農地法第5条の申請番号3-18、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第1号農地法5条の許可申請、番号3-18について御説明いたします。

申請人、申請地につきましては記載のとおりです。今回の申請は、申請人が農地法5条の申請で、譲受人が譲渡人の農地を農地改良のため、一時転用を行うという内容となっております。

それでは、まず、位置図の説明をいたします。議案書の12ページ目をお願いいたします。

申請地は、サンコスモ古賀の南東に位置する丸囲み内の斜線部7筆でございます。

13ページ目に現況図をつけております。大まかに外周を説明いたしますと、北側に 、 、 、 、 のまちと、南側に 、 のまちが水路を挟んで2つに分かれており、北側のまちにつきましては里道敷を含んでいるところです。これらの水田につきましては、実は地下水が湧いており、乾かず、農業用機械が搬入しづらいという状況で、ここ数年、作付が行われておらず、保全管理の状態が続いている状態です。

次に、計画図の説明をいたします。議案書の14ページをお願いします。

今回の計画では、北側の農地について、北側の私道の高さまで盛土を行い、私道から乗入れをできるようにするとともに、水はけの改良を行うものとなっております。里道部分につきましても、農地の同じ高さまで埋め立てを行う計画となっており、里道については里道の範囲を明示することにより、他の方でも通行できる状態にするということで市と協議を行っているところです。南側についても、盛土によりかさ上げを行い、水はけの改良を行うこととしております。

土の搬出のことですが、宗像市からとなっており、宅地造成工事から発生する土砂を搬入することとしております。

詳細な盛土につきましては、議案書の15ページ目、16ページ目、北側の農地につきまして

は、最大で2.78mの盛土を行うこととなっております。地元区からの要望により、のり面の崩落を起こさないように、安定的な勾配を置くこととのり面に小段を設けることとしております。南側の農地につきましても、最大で1.5mの盛土を行うこととしておりますが、こちらについても、安定的な勾配とすることというふうにしております。

最後に、地元水利承諾書について説明させていただきます。

今回の申請地につきましては、新原区・庄農区にまたがることから、両農区から水利承諾書の提出が上がっており、他人の水路や農地に悪影響のないようにすること、搬入道路の交通安全・清掃を行うことが条件として付されております。

また、あわせて、両地区の区域委員の署名捺印をいただいていることから、事務局で受理したものです。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局説明が終わりましたが、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（16番 君） 区域委員の 君です。ただいま事務局より説明がありまして、1月18日及び2月1日、開発委員会を開き、また、現地の確認をし、事務局の説明どおり条件を付し、新原区の農区長の署名捺印もいただいております。

補足は以上です。審議のほうをよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかになにかありましたら。譲受人の 君さんは、農地を持っている状況ですか。教えてください。

○係（ 君） 譲受人につきましては、農地の改良のみを行うこととなっております、この区間を利用するだけで、最終的には農地を譲渡人のほうに返すようなことになっています。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。はい、どうぞ。

○委員（4番 君） その後の営農計画みたいなものは明確なの。

○議長（西 茂太郎君） 事務局。

○係（ 君） この場所につきましては、別の方が利用権の設定をされておりまして、その方が野菜の作付、ブロッコリーでありますとかスイートコーンの作付を行うということで営農計画が出ております。

○議長（ 君） ございますか。

○委員（4番 君） 今、既にもう野菜をあそこにつくってある。

○係（ 君） いえ、今はつくっていない。改良が終わった後にこういった野菜の作付をされたいということです。

○議長（ 君） はい、どうぞ。

○委員（8番 ■■■■■君） 土を宗像のほうの建設関係にということですが、その土のほうは残土じゃない。あれにしても十分しっかりした土ですね。

○係（■■■■■君） 私のほうと係長のほうで宗像市の現地のほうを確認してまいりました。現況につきましては、山林のような状態となっております。それで、建設部材とかそういったものが置いてあるところではないというのは確認しております。

○委員（8番 ■■■■■君） いいです。

○議長（■■■■■君） ほかにありませんか。——なければ、採決をとりたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■■君） では、議案第1号、申請番号3—18に対して賛成されます農業委員の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手12/12名〕

○議長（■■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。

○議長（■■■■■君） 続きまして、日程2、議案第2号基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）、申請番号3—160から166まで、事務局、続けてお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（■■■■■君） 議案第2号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回議案上程いたしました。

今回、新規で2件、更新で4件、変更1件の利用権設定の報告がっております。

また、今回の申し出の中で、■■■■■会長、■■■■■委員、■■■■■委員が関係者になりますことから、一時退席をお願いいたします。

〔■■■■■会長、■■■■■委員、■■■■■委員 退席〕

○係（■■■■■君） 議事進行につきましては、■■■■■副会長、お願いいたします。

○議長（■■■■■君） はい。

○係（■■■■■君） それでは、新規申し出について御説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。

申請番号3—160、所在、薦野貝地、登記簿地目、現況地目ともに田が3筆、薦野苦桃、登記簿地目、現況地目ともに田が1筆、登記簿地目、山林、現況地目、田が1筆、合計面積5,886平米、貸付人、仮受人については記載のとおりです。令和2年4月1日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。

続きまして、申請番号3-161、所在、谷山揚田、登記簿地目、現況地目ともに田が2筆、合計面積6,120平米、貸付人、仮受人については記載のとおりです。令和2年3月11日から令和7年12月末までの貸し借りとなっております。

18ページをお願いいたします。

申請番号3-162から20ページの申請番号3-165までが更新のため、説明は控えさせていただきます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

申請番号3-166、所在、薬王寺栗ヶ元、登記簿地目、現況地目、ともに田が1筆です。面積4,880平米、貸付人、仮受人については記載のとおりです。令和2年3月11日から令和6年12月末までの貸し借りとなっております。こちらにつきましては、期間借地からの稲作の土地の貸し借りに変更になったため、申し出があっているものとなります。

以上、新規の利用権設定については全て区域委員の署名捺印をいただいておりますことから、申請が来ております。御審議、お願いいたします。

○議長（ 君） ただいま事務局による説明が終わりました。これにつきまして何か質問ございますか。——ないようですので、採決をとらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、議案第2号基盤強化法第19条申請番号3-160から166につきまして、賛成される農業委員の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手14/14名〕

○議長（ 君） 全員賛成。よって、議案第2号は可決されました。よろしく申し上げます。

〔 会長、 委員、 委員 着席〕

○議長（ 君） では、続きまして、日程3、議案第3号非農地証明判断、申請番号3-6について、事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、議案第3号、申請番号3-6について説明させていただきます。議案書の21ページ目をお願いいたします。

申請地、申請人については記載のとおりとなっております。

位置図について説明させていただきます。22ページ目をお願いいたします。

申請地は、筵内にあります谿雲寺の南側に位置します丸囲み内の斜線部1筆となっております。こちらにつきましては、申請者の祖父の代から宅地の一部として使用されていたものを、申請者

が平成18年に登録し、平成31年2月に境界立会の機会があり、その際、農地であるということが判明し、非農地証明願の提出があったものでございます。

次に、古賀市の非農地証明交付基準のほうに入らせていただきます。23ページ目をお願いいたします。

まず、1、住宅等の敷地として利用されて20年以上ということで、適としております。

2番、項目1で宅地等の敷地としておりますので、検討外としております。

3番、市街化区域内の農地ではありませんので、検討外としております。

4番、農地法第51条の違反転用処分等を受けた者ではないということで、こちらについては適としております。

5番、農業振興地域内の農用地区域ではないということで、適としております。

6番、農業生産力の高い改良事業の対象地ではないということで、適としております。

7番、農業施設等の補助対象農地ではないということで、適としております。

8番、集団性のある優良農地ではないということ、適としております。

9番、自然災害による被災土地ではないということで、検討外としております。

10番、おおむね20年以上耕作放棄されているということで、適としております。

11番、農業委員会から指導を受けていない者ということで、適としております。

12番、他法令等の調整の見込みがあるということで、こちらも見込みがあるということで適としております。

13番、農業委員会が必要と認めたものではないということで、検討外としております。

説明は以上になります。御審議のほど、お願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局説明が終わりましたけど、何かありましたら。はい、どうぞ。

○委員（3番 君） 担当地区の農業委員の でございます。ただいまの物件につきまして、60年間、60年前よりこんな状態でありましたので、何ら問題がないということで、農区長と一緒に捺印をしました。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ほかに何かありましたら。——なければ、採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、議案第3号、申請番号3—6について賛成されます農業委員の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。

午後 3 時 25 分閉会
